

「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」を改定するとともに、新たに「原子力発電所の廃止措置等に関する協定書」を締結しました。

2月10日に、福井県及び美浜町、関西電力(株)は、美浜発電所1、2号機が運転終了となったことを踏まえ、昭和46年8月に締結した「原子力発電所周辺環境の安全確保等に関する協定書」を改定するとともに、新たに「原子力発電所の廃止措置等に関する協定書」を締結しました。

今回改定した協定書では、発電所の安全確保は、運転段階、廃止措置の段階を問わず、核燃料等によって汚染された放射性物質の拡散防止が基本との認識に立ち、廃止措置へ移行後も運転状態と同様の安全管理が必要との観点から、既存の協定書内に廃止措置に関係する事項を追加しました。

□廃止措置にあたって、新しく締結した協定書

原子力発電所の廃止措置等に関する協定書

福井県および美浜町(以下「甲」という。)と関西電力(株)(以下「乙」という。)は、乙の美浜発電所における原子炉施設の廃止措置について、当該廃止措置に係る特有の課題に適切に対処するとともに、当該原子炉施設の運転および廃止措置に係る一連の安全対策、環境保全対策および地域振興対策を継続的に実施するため、次のとおり協定する。

(廃止措置における乙の責務)

- 第1条 乙は、廃止措置については、その工程を明らかにし、安全かつ速やかに実行すること、およびこれに伴う環境の保全に万全を期さなければならない。
- 2 乙は、廃止措置の実施に当たっては、立地地域に与える影響に鑑み、立地地域の振興と発展に最大限努めなければならない。
- (廃止措置等に係る報告等)
- 第2条 乙は、廃止措置等の状況について、定期的または甲の求めに応じて、遅滞なく甲に報告するものとする。
- 2 甲は、前項の報告に関し、前条各項に定める責務に鑑み必要があると認めるときは、乙に対し、適切な対応を求めることができる。
- 3 乙は、前項の求めに関し、誠意をもって速やかな対応に努めなければならない。
- 4 乙は、甲に対し、廃止措置計画の工程に影響を与えるおそれのある事象が生じたときは、遅滞なく報告するものとする。

(廃止措置に伴う安全対策)

- 第3条 乙は、廃止措置に伴い発生する解体廃棄物、粉塵、廃液等の放射性廃棄物について、発生量の低減を図るとともに、汚染の除去、拡散または漏えいの防止等の安全対策を適切に講じなければならない。
- 2 乙は、放射性廃棄物の放射能汚染の程度に応じ、区分保管、減容等を実施するとともに、計画的な搬出を行う等適切に処理しなければならない。
- 3 乙は、前二項に定める措置を着実に実施するため、安全管理体制の充実強化に努めなければならない。

また、今回新たに締結した協定書では、廃止措置特有の対策として、安全対策(放射性廃棄物の適切な処理、安全管理体制の充実強化)や環境保全対策(周辺環境における公害防止、廃棄物の適正処理、再利用)、更に、廃止措置移行に当たっての重要課題への対応として、廃止措置の進捗確認(事業者からの報告、適切な対応の要求)と地域振興(地元企業の活用、研究開発等)についても明記しました。(詳細は以下を参照)

この他に、同日には、敦賀発電所1号機の運転終了も踏まえ、美浜町及び敦賀市、日本原子力発電(株)との間で、「敦賀発電所に係る美浜町域の安全確保等に関する協定書」も改定しました。

(廃止措置に伴う環境保全対策)

- 第4条 乙は、廃止措置に起因する大気または土壌の汚染、水質の汚濁等の公害の防止に関し、適切な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物以外の廃棄物については、可能な限り再利用を進めるとともに、再利用が困難な場合は、産業廃棄物として適正に処分しなければならない。

(地域振興対策)

- 第5条 乙は、地元企業、大学、研究機関等と連携し、廃止措置に関する研究開発および人材育成に努めるものとする。
- 2 乙は、廃止措置に関連する企業、研究機関等の立地および誘致に積極的に努めるものとする。
- 3 乙は、廃止措置の工事に関する具体的な内容、実施時期等に関する計画を作成し、公表することにより、地元企業の発展および地元雇用の促進に努めるものとする。

(住民への理解活動)

- 第6条 乙は、廃止措置計画の内容および廃止措置の実施状況、安全対策、環境保全対策等について、地域住民の理解を深めるため継続的な広報活動に努めなければならない。

(協定書の改定)

- 第7条 この協定書に定める事項について、改定すべき事由が生じたときは、甲乙いずれからでもその改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲および乙は、誠意をもってこの協定書の改定について協議するものとする。

(疑義または定めのない事項)

- 第8条 この協定書に定める事項について疑義が生じたとき、またはこの協定書に定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

美浜発電所の状況

今回の報告では、1月18日から2月17日までの美浜発電所の状況等についてお知らせします。

美浜1号機	運転終了(平成27年4月27日)
美浜2号機	運転終了(平成27年4月27日)
美浜3号機	第25回定期検査中(平成23年5月14日～)

関西電力(株)が美浜1、2号機の廃止措置計画認可申請書を提出
2月12日、関西電力(株)は、昨年4月27日をもって運転を終了した美浜発電所1、2号機の「廃止措置計画認可申請書」を原子力規制委員会へ提出しました。

当日は、関西電力(株)の藤原健二美浜発電所長が町役場に来庁され、山口町長に、その申請内容について説明を行いました。この説明を受け、山口町長は、去る2月10日に締結した「原子力発電所の廃止措置等に関する協定書(9頁参照)」等を前提に、次の3点について要請し、藤原所長が答えました。

(美浜町からの要請事項)

- ① 使用済燃料を早期に搬出できるように取り組むこと
- ② 放射性廃棄物の処理を、適正且つ着実に進めること
- ③ 地元企業の活用等による地域振興と住民への理解活動にしっかりと取り組むこと

(関西電力(株)からの返答)

- ① 1、2号機の使用済燃料は、第2段階が終了する平成47年度までに搬出する計画である。搬出計画を進めるに当たっては、当社が策定した「使用済燃料対策推進計画」に基づき、六ヶ所再処理工場の早期竣工及び竣工後の安全・安定操業に向けた支援等を引き続き行う。また、中間貯蔵施設については、2020年頃に地点を確定し、2030年頃の操業開始を計画している。計画を前倒しできるように取り組んでいく。
- ② 解体廃棄物は、発生量の低減を図るとともに、拡散や漏えいの防止等、環境保全にも万全を期す。この問題は全国共通の課題であるため、電気事業者間で連携して処分場の確保に向けた検討を進め、計画的に処理・処分していく。
- ③ 地域振興については、県内企業の技術を活用した共同研究や廃止プラントを活用した研究、また、若狭湾エネルギー研究センターと連携した廃止措置に係る技能向上研修等に取り組んでいく。今後、廃止措置の具体的な工事計画を取りまとめ県内企業に説明するとともに、地域住民の皆様にも、廃止措置計画の内容や進捗状況について丁寧に説明していく。



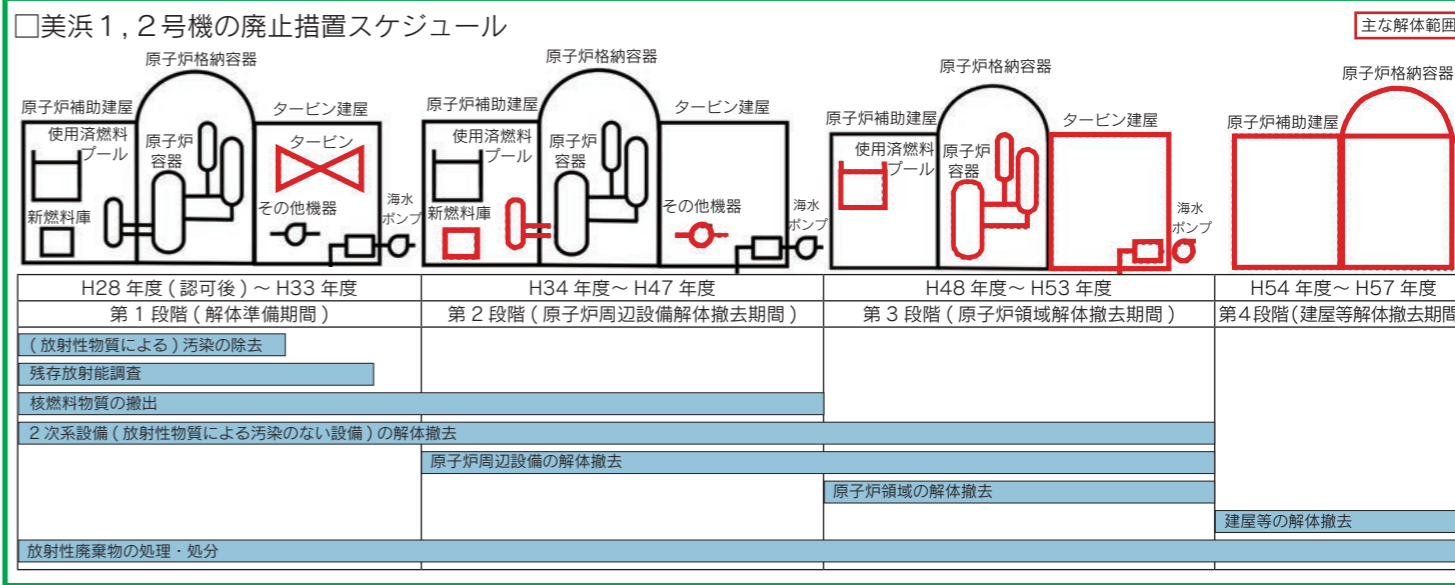
↑美浜1、2号機の廃止措置計画について説明する藤原所長

※廃止措置計画の内容は、平成28年2月23日(火)から3月7日(月)まで、行政チャンネル(091ch)で放映します。

貯蔵施設については、2020年頃に地点を確定し、2030年頃の操業開始を計画している。計画を前倒しできるように取り組んでいく。

② 解体廃棄物は、発生量の低減を図るとともに、拡散や漏えいの防止等、環境保全にも万全を期す。この問題は全国共通の課題であるため、電気事業者間で連携して処分場の確保に向けた検討を進め、計画的に処理・処分していく。

③ 地域振興については、県内企業の技術を活用した共同研究や廃止プラントを活用した研究、また、若狭湾エネルギー研究センターと連携した廃止措置に係る技能向上研修等に取り組んでいく。今後、廃止措置の具体的な工事計画を取りまとめ県内企業に説明するとともに、地域住民の皆様にも、廃止措置計画の内容や進捗状況について丁寧に説明していく。



シリーズ「食べ物のムダを無くそう」②

「エコクッキング」のすすめ

先月号では、日本で発生する食品ロスの量や、その原因等についてお知らせしました。日本では年間約500万トン～800万トンの食品ロスが出ており、処分にかかる環境への負荷が問題となっています。食品ロスを減らすためには、事業者及び消費者の努力が必要です。

今月号は、食品ロス削減に取り組む町内団体と、その活動を紹介します。

美浜環境パートナーシップ会議

美浜町で食品ロス削減に取り組む団体として「美浜環境パートナーシップ会議」があります。

本団体は町民で構成され、地球温暖化対策や町の環境保全活動を行っています。本団体は、「自然環境の保全・再生グループ」「もったいないグループ」「自然と遊び学ぶグループ」の3つの部会で構成されており、「もったいないグループ」が中心となって食品ロス削減に取り組んでいます。

エコクッキングとは

同グループでは、「捨てない、残さない、もったいない」を目標に、「エコクッキング」に取り組んでいます。エコクッキングとは、買い物や料理、片づけ等において、環境に配慮した工夫をすることです。「食材を使い切る」「ごみを出さない」等の心がけにより、環境保全だけでなく、健康増進や経費節減にも繋がっています。

エコクッキングの実践例

食材を買う時

- 必要なもの必要なだけ！
買い物をするときは、必要なものを必要な量だけ買うようにしましょう。
- ごみは持ち帰らない！
マイバックを持参し、過剰包装された食材は避けましょう。

○食材は地元の旬なものを！
地元の旬の食材に比べて、遠方で温室栽培して作られた食材は、栽培や運送に多くのエネルギーが使われています。「地産地消」といわれるように、新鮮な地元食材を購入することは、環境保全や地域の活性化、健康的な食生活等に繋がります。



後片付けの時

- 環境にやさしい石鹸洗剤を！
食器等を洗う場合には、動植物の天然油脂でできた石鹸洗剤を使用し、石油からできた合成洗剤の使用を控えましょう。合成洗剤の混ざった排水は、河川や湖等の汚濁の原因の一つになります。また、汚れの少ないものから順番に洗ったり、いらぬ紙や布で油分を拭き取ってから洗うことも、水質保全や節水、洗う手間の節減等になります。



料理する時

- 食材を上手に使い切りましょう！
食材をできるだけごみとして捨てないように、調理方法を工夫することが大切です。例えば、野菜等の食材を洗う前に切り分けることで、生ごみの腐敗防止になります。また、余った食材や料理を冷蔵庫に保存する場合は、賞味期限をよくチェックしてからにしましょう。

お知らせ

Mihama Information

募集や案内等、さまざまなお知らせをお届けします。

町役場各部署直通電話番号

美浜創生・人口減少対策室 国体推進室	32-6715
総務課	32-6700
企画政策課	32-6701
税務課	32-6702
住民環境課	32-6703
福祉課	32-6704
健康づくり課	32-6713
商工観光課	32-6705
農林水産課	32-6706
土木建築課	32-6707
学校教育課	32-6708
生涯学習課(なびあす内)	32-6709
出納室	32-6710
議会事務局	32-6711
上下水道課	32-1341

町各施設電話番号

はあとぴあ	32-3111
なびあす	32-1212
町立図書館(なびあす内)	32-0083
丹生診療所	39-1301
東部診療所	37-2911
総合体育館	32-3200
エコクル美方	45-2300
子育て支援センター	32-0192
若狭国吉城歴史資料館	32-0050
文化財室	32-0027
給食センター	32-2111

3月の子育て支援センターの催しをお知らせします

○さくらんぼひろば
◆「おおきくなつたね会」

- 日時 3月16日(水)
午前10時15分～11時15分
- 会場 子育て支援センター 体育館
- 対象 在宅児と保護者
- 内容 子どもの成長をみんなでお祝いします。
- 申し込み 2月26日(金)～3月11日(金)

※お問い合わせ先

町子育て支援センター
☎32-0192

がん患者サロンが開催されます

がん患者や家族が気軽に集い交流できるサロンを開催します。

- 日時 3月11日(金)
午後1時30分～3時30分
- 会場 福井県看護協会
(福井市北四ツ居町601)
- 内容 フリートーク、ハンドトリートメント
- 参加費 無料
- ※申し込みは不要です。

※お問い合わせ先

公益社団法人 福井県看護協会
☎0776-54-8620

ひきこもり講演会・総合相談が開催されます

- 日時 3月5日(土)
・講演会
午前10時30分～12時
・総合相談会
午後1時～4時
- 会場 二州健康福祉センター
(敦賀市開町6-5)
- 参加費 無料

◆講演会

- 講師 別司ちさと氏
(福井CBTセンター主任カウンセラー)
- 演題 ひきこもりを形成する生活習慣へのひと工夫～アイデアを広げ、小さな変化を積み上げる

●対象 家族、相談機関職員、教育関係者等

◆総合相談会

- 内容 個別相談
法律相談、こころの相談(精神科医)、生活・就労相談、ひきこもり相談
- 対象 どなたでも参加できます。

※個別相談は予約制です。2月29日までに電話で申し込みしてください。

※お問い合わせ先

二州健康福祉センター地域保健課
☎22-3747

大学生等企業説明会を
開催します

- 日時 3月6日(日)
午後1時30分～4時
※午後1時～受付
- 会場 プラザ萬象 大ホール
(敦賀市東洋町1-1)
- 参加予定企業
美浜町・敦賀市・若狭町の企業48社
- 参加対象者
平成29年3月大学・短大・高専・
専修学校卒業予定者
- 内容
・企業情報コーナー(参加企業による企業概要等の説明)
・職業相談コーナー(ハローワークの職員による職業相談)
・ミニジョブカフェコーナー(適職診断や職業相談)
・自治体コーナー(美浜町、敦賀市、若狭町の採用情報や施策に関する情報提供)
- 参加費 無料
- ※申し込みは不要です。
- ※お問い合わせ先
町商工観光課(担当・志賀)
☎32-6705


世帯人員に変更があった場合は
「下水道世帯人員変更届」の
提出をお忘れなく

一般家庭用の下水道使用料は、原則として住民票の世帯人数で計算されていますが、転入や転出、出生、死亡等により世帯人数に異動があった時は、町上下水道課へ「下水道世帯人員変更届出書」の提出が必要です。また、単身赴任や進学、長期入院等の理由により美浜町に住民票を置いたまま町外に転出された時は、この届け出により減員することができません。ただし、減員となった方が世帯に戻られた時には、必ず増員の届け出をお願いします。

「下水道世帯人員変更届出書」は、町上下水道課または町住民環境課窓口に備えてあるほか、町のホームページでも入手できます。

※提出先・お問い合わせ先
町上下水道課(担当・藤田)
☎32-1341

HP <http://www.town.mihama.fukui.jp/>
(トップページから、「くらしの情報」の「上下水道」を選択してください)



国民年金保険料は口座振替がお得です



国民年金保険料の納付には、口座振替が利用できます。口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6か月前納・1年前納・2年前納もありお得です。口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。

※お問い合わせ先 町住民環境課(担当・港) ☎32-6703

福井県職員・警察官説明会を
実施します

- 日時 3月16日(水)
【午前の部】午前9時～11時
※警察官・警察事務志望者対象
【午後の部】午後1時～4時
※県職員志望者対象
 - 会場 福井県庁 地下1階正庁
 - 内容
・採用試験制度に関する説明及び受験相談等
・県職員や警察官による業務内容説明
・県職員、警察官とのフリートーク
 - 対象 県職員・警察官採用試験の受験を考えている方
 - 定員
・午前の部 120人
・午後の部 240人
 - 申し込み
3月4日(金)までに、電子申請または往復はがきに必要事項を記入し送付
- ※詳しくは県ホームページを参照するか、直接お問い合わせください。
- ※お問い合わせ先
福井県人事委員会事務局
☎0776-20-0593
HP <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/jinji-1/>

司法書士相続なんでも相談会が
開催されます

- 日時 3月22日(火)
午後1時～4時
 - 会場 町役場 101会議室
 - 申し込み
電話またはFAXで申し込みください
※予約が入っていない場合は当日受付も可能です。
 - 相談例
・登記名義が先々代のままで
・相続人の中に行方の分からない人がいて遺産分割協議ができません
・スムーズに相続手続きを行うために、今から遺言を作っておきたい
- ※お問い合わせ先
福井県司法書士会
総合相談センター
☎0776-30-0001
FAX 0776-30-0002

異文化理解促進事業
「日本の武道体験！弓道！」が
開催されます

- 日時 3月5日(土)
午後1時30分～3時30分
 - 会場 敦賀市総合運動公園 弓道場
(敦賀市杵見149-1)
 - 講師 敦賀市弓道協会会員
 - 対象 在住外国人
(小学5年生以上)
 - 定員 15人(要申し込み)
 - 参加費 500円
 - 服装 ボタンのないシャツ、靴下
(ストッキング不可)
- ※お問い合わせ先
公益財団法人 福井県国際交流協会
福井県国際交流嶺南センター
☎21-3455
FAX 21-3441
メール reinan@f-i-a.or.jp
HP <http://www.f-i-a.or.jp/reinan/>


新たな出会い応援事業
メイクアップレッスンを開催します



プロのメイク理論やテクニックから、自分に合ったメイクの方法を学びます。メイクでより一層自分を活かし、自信に満ちたあなたの美しさをかもし出します。外見、内面ともにキラキラと輝いた、あなたの素敵な出会いを応援します。

- 日時 3月12日(土)
午後1時～4時30分
※午後0時30分～受付
- 会場 はあとびあ
- 参加対象者
25～49歳の独身女性
※応募者多数の場合、町内に在住または勤務の方が優先となります。
- 参加費 1,000円

- 講師
森本 美紀氏
(ヘア&メイクアップアーティスト・パーソナルプロデュース)



【講師プロフィール】
福井県出身、東京都在住。
プライベートサロン「Atelier ZOE」主宰。
広告、CM、TV、雑誌、舞台・コンサートのポスター等で女優やタレント、モデルのヘアメイクを中心に活動されています。

- 申込期限 3月7日(月)

※お問い合わせ先 町福祉課(担当・青池美里) ☎32-6704

平成28年度から軽自動車税の税額が改正されます

■原付・二輪車・小型特殊車の税額改正

平成28年度分からすべての車両に改正後の税額が適用されます。

区分		現在	改正後	
二輪	原付	50cc以下	1,000円	2,000円
		50cc超～90cc以下	1,200円	2,000円
		90cc超～125cc以下	1,600円	2,400円
		ミニカー	2,500円	3,700円
	軽二輪(125cc超～250cc以下)	2,400円	3,600円	
小型特殊	小型二輪(250cc超)	4,000円	6,000円	
	農耕作業用(トラクター)	1,600円	2,000円	
	その他(フォークリフト等)	4,700円	5,900円	



■四輪及び三輪車の税額改正

①平成27年4月1日以降に新規登録した車両は、下記表①欄の税額となります。

②最初の新規登録から13年を経過した車両は、下記表②欄の税額となります。

(ただし、動力源または内燃機関の燃料が電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール、ガソリン電力併用の電気自動車及び被けん引車は重課の対象外です。)

区分		平成27年3月31日までに新規登録した車両	①平成27年4月1日以降に新規登録した車両	②重課対象車(13年経過車) ※平成28年度分から適用	
四輪	乗用	家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	三輪		3,100円	3,900円	4,600円

※お問い合わせ先 町税務課(担当・馬野) ☎32-6702



～美浜町の人口・世帯数(速報値)が公表されました～

美浜町の人口 **9,919人**

ご回答
ありがとうございました!



平成27年10月1日において、「平成27年国勢調査」が全国一斉に実施されました。

人口及び世帯数の速報値は、2月3日から福井県のホームページで公表されています。詳しい結果については、2月末から順次公表されます。

※今回の速報値は、人口・世帯数一覧表をもとに、福井県が独自に集計したものです。今後、国から公表される速報値と異なる場合があります。

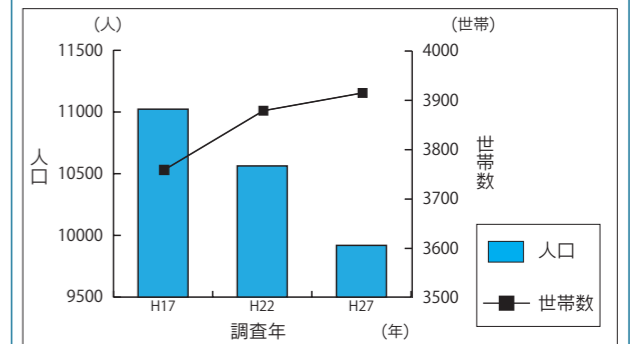
平成27年国勢調査の情報はここから

平成27年国勢調査 福井県ホームページ

<http://www.pref.fukui.jp/doc/toukei-jouhou/kokutyou/27kokutyou.html>

〈人口、世帯数の推移〉

	人口総数	世帯数	人口前回比
平成17年	11,023人	3,760世帯	△607人(5.22%)
平成22年	10,563人	3,879世帯	△460人(4.17%)
平成27年	9,919人	3,915世帯	△644人(6.1%)



※平成27年のみ速報値

※お問い合わせ先 町企画政策課(担当・山本佐知子) ☎32-6701

健康づくりフォーラムを開催します

町では、町民の皆さんの、健康づくりに取り組むきっかけ作りや知識普及を目的に、健康づくりフォーラムを開催します。

日時 2月28日(日) 午後1時～3時 会場 はあとびあ

■ 寸劇～塩分を味方につけよう～

福井大学医学部看護学科生による熱演をお楽しみ下さい。

■ げんげん運動推進集落の活動報告

推進集落の代表者がげんげん運動について語ります。
(出演：竹波区、興道寺区)



■ 講演会

演題：「町ぐるみで取り組む健康づくり」
講師：井階 友貴氏
(福井大学医学部講師)



■ 「僕らのげんげんメニュー」試食会

小中学生親子やげんげん一座が考えた「げんげんメニュー」をぜひ味わってみてください。

(メニュー)

- ・鳥胸肉のグリル焼き
- ・かぼちゃのサラダ
- ・ピーマンの彩炒め
- ・野菜たっぷりトマトスープ
- ・麩レンチトースト



■ 展示

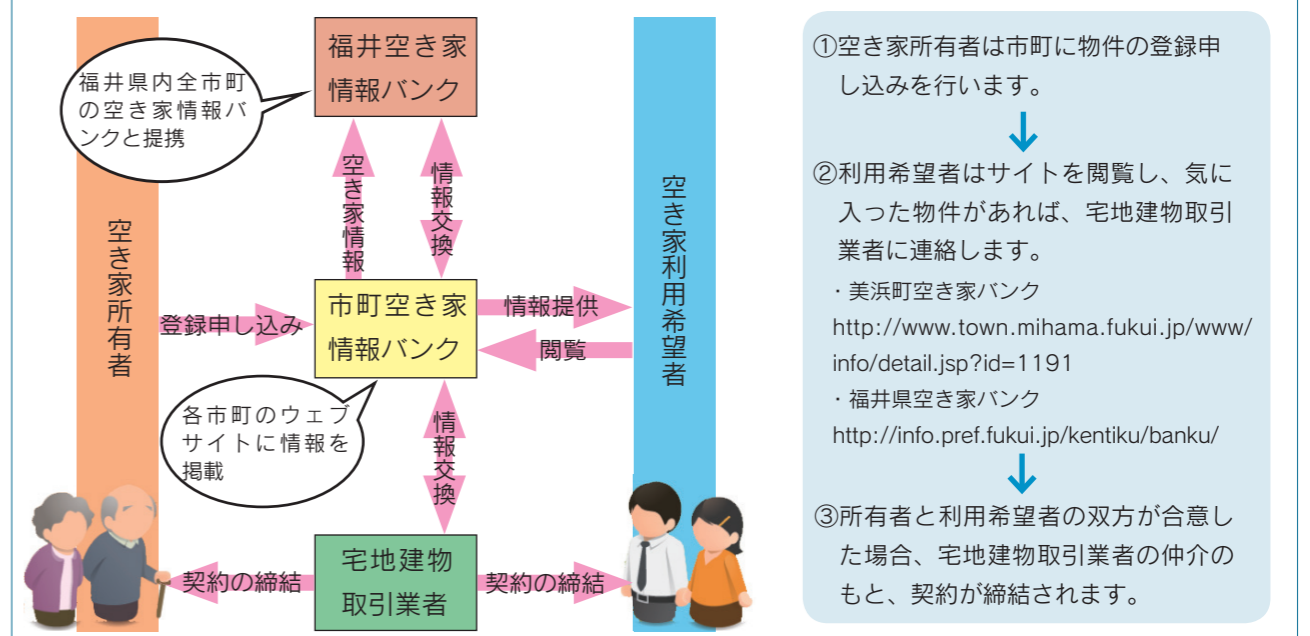
- ・健康づくり推進協議会ワーキング部会等の活動の足跡
- ・親子げんげん料理コンテスト入賞レシピ
- ・げんげん運動推進集落活動紹介
- ・福井大学・敦賀市立看護大学コーナー

※お問い合わせ先 町健康づくり課(担当・神田) ☎32-6713

「空き家情報バンク」でお持ちの空き家をご活用ください!

県では、市場に出ていない空き家の有効活用や定住促進のため、各市町と協力して「空き家情報バンク」を整備しています。全市町の空き家情報を閲覧できるようにしています。

【空き家情報バンクの仕組み】



※お問い合わせ先 町美浜創生・人口減少対策室(担当・西野) ☎32-6715